

## 輸出入関税条例

2003年11月23日国務院令第392号により公布  
2011年1月8日国務院令第588号により改正・公布  
2013年12月7日国務院令第645号により改正・公布  
2016年2月6日国務院令第666号により改正・公布  
2017年3月1日国務院令第676号により改正・公布 同日施行

### 目次

第1章	総則
第2章	輸出入貨物の関税税率の設定及び適用
第3章	輸出入貨物の納税価格の確定
第4章	輸出入貨物関税の徴収
第5章	入境物品の輸入税の徴収
第6章	附則

### 第1章 総則

- 第1条 対外開放政策を貫徹し、かつ、対外経済貿易及び国民経済の発展を促進するため、「税関法」の関係規定に基づき、この条例を制定する。
- 第2条 中華人民共和国が輸出入を許可する貨物及び入境物品について、法律又は行政法規に別段の定めのある場合を除き、税関は、この条例の規定により輸出入関税を徴収する。
- 第3条 国務院は、「輸出入税則」(以下「税則」という。)及び「入境物品輸入税税率表」を制定し、関税の税目、税則番号及び税率を定め、この条例の構成部分とする。
- 第4条 国務院は、関税税則委員会を設立し、「税則」及び「入境物品輸入税税率表」の税目、税則番号及び税率の調整及び解釈につき責任を負わせ、国務院に報告し承認を受けた後に執行させ、暫定税率を実行する貨物、税率及び期間を決定させ、関税割当税率を決定させ、アンチダンピング税、反補助金税、セーフガード関税及び報復性関税の徴収を決定させ、並びにその他の関税措置の実施を決定させ、特段の場合の税率の適用を決定させ、並びに国務院所定のその他の職責を履行させる。
- 第5条 輸入貨物の荷受人、輸出貨物の荷送人及び入境物品の所有者は、関税の納税義務者である。
- 第6条 税関及びその業務人員は、法定職権及び法定手続により関税徴収管理職責を履行し、国の利益を維持・保護し、納税者の適法な権益を保護し、法により監督を受けなければならない。
- 第7条 納税義務者は、税関に対しその商業秘密について秘密を保持するよう要求する権利を有する。税関は、法により納税義務者のために秘密を保持しなければならない。

らない。

第8条 税関は、この条例に違反する行為を告発し、又は調査・発見するのに協力した単位及び個人に対し、規定に従い報奨を与え、かつ、秘密保持につき責任を負わなければならない。

## 第2章 輸出入貨物の関税税率の設定及び適用

第9条 輸入関税には、最恵国税率、協定税率、特惠税率、普通税率及び関税割当税率等の税率を設定する。輸入貨物については、一定期間内において暫定税率を実行することができる。

2 輸出関税には、輸出税率を設定する。輸出貨物については、一定期間内において暫定税率を実行することができる。

第10条 最恵国待遇条項が共同適用される世界貿易機関の成員において原産される輸入貨物、中華人民共和国と相互に最恵国待遇を与える旨の条項を含む二国間貿易協定を締結する国又は地区において原産される輸入貨物及び中華人民共和国境内において原産される輸入貨物には、最恵国税率を適用する。

2 中華人民共和国と関税優遇条項を含む区域性貿易協定を締結する国又は地区において原産される輸入貨物には、協定税率を適用する。

3 中華人民共和国と特殊関税優遇条項を含む貿易協定を締結する国又は地区において原産される輸入貨物には、特惠税率を適用する。

4 前三項に掲げる以外の国又は地区において原産される輸入貨物及び原産地が不明な輸入貨物には、普通税率を適用する。

第11条 最恵国税率が適用される輸入貨物であって、暫定税率のあるものには、暫定税率を適用しなければならない。協定税率又は特惠税率が適用される輸入貨物であって、暫定税率のあるものには、低きに従い税率を適用しなければならない。普通税率が適用される輸入貨物には、暫定税率を適用しない。

2 輸出税率が適用される輸出貨物であって、暫定税率のあるものには、暫定税率を適用しなければならない。

第12条 国の規定に従い関税割当管理を実行する輸入貨物であって、関税割当内であるものには、関税割当税率を適用する。関税割当外であるものの税率の適用については、前二条の規定に従い執行する。

第13条 関係する法律及び行政法規の規定に従い輸入貨物に対しアンチダンピング、反補助金及びセーフガードの措置を講ずる場合には、その税率の適用については、「アンチダンピング条例」、「反補助金条例」及び「セーフガード条例」の関係規定に従い執行する。

第14条 いずれかの国又は地区が中華人民共和国と締結し、又は共同して参加する貿易協定及び関連協定に違反し、中華人民共和国に対し貿易の分野において禁止、制限、関税の加算徴収その他の正常な貿易に影響を及ぼす措置を講ずる場合には、当該国又は地区において原産される輸入貨物については、報復性関税を徴収し、報復性関税税率を適用することができる。

2 報復性関税を徴収する貨物、適用国別、税率、期間及び徴収弁法については、国务院の関税税則委員会が決定し、かつ、公布する。

第15条 輸出入貨物には、税関が当該貨物の輸入又は輸出申告を接受した日に実施される税率を適用しなければならない。

2 輸入貨物が到達する前において、税関の審査・承認を経て申告を先行させる場合には、当該貨物を積載する運送手段が入境を申告した日に実施される税率を適用

しなければならない。

3 税関間移転運送貨物の税率の適用日は、税関総署が別にこれを定める。

第 16 条 次の各号のいずれかに該当し、税金を納付する必要がある場合には、税関が納税手続申告を接受した日に実施される税率を適用しなければならない。

- (1) 保税貨物につき承認を経て再運送による出境をしないとき。
- (2) 減免税貨物につき承認を経て譲渡し、又は他の用途に移すとき。
- (3) 暫定的に入境する貨物につき承認を経て再運送による出境をせず、及び暫定的に出境する貨物につき承認を経て再運送による入境をしないとき。
- (4) リース輸入貨物につき分割して税金を納付するとき。

第 17 条 輸出入貨物関税を補足徴収し、及び還付する場合には、第 15 条又は前条の規定に従い適用される税率を確定しなければならない。

2 納税義務者が規定に違反したことにより税金を追徴する必要がある場合には、当該行為の発生した日に実施される税率を適用しなければならない。行為発生の日を確定することのできない場合には、税関が当該行為を発見した日に実施される税率を適用する。

### 第 3 章 輸出入貨物の納税価格の確定

第 18 条 輸入貨物の納税価格（編注：原語は「完税価格」であり、「課税価格」を意味する。この条例において同じ。）については、税関が第 3 項所定の条件に適合する成約価格並びに当該貨物が中華人民共和国境内の輸入地点に到着し荷卸しを開始するまでの運送及びその関連費用並びに保険料を基礎として審査し確定する。

2 「輸入貨物の成約価格」とは、売主が中華人民共和国境内に対し当該貨物を販売する際に買主が当該貨物を輸入するために売主に対し実際に支払い、又は支払うべきであり、かつ、次条及び第 20 条の規定に従い調整された後の代金総額をいい、直接に支払われる代金及び間接に支払われる代金を含む。

3 輸入貨物の成約価格は、次の条件に適合しなければならない。

- (1) 買主が当該貨物を処分し、又は使用することについて制限を受けないこと。ただし、法律又は行政法規の規定により実施される制限、貨物転売地域に対する制限及び貨物価格に対し実質的影響のない制限を除く。
- (2) 当該貨物の成約価格について、抱合せ販売その他の要素の影響によって確定するすべのないことがないこと。
- (3) 売主は、買主から直接若しくは間接に、当該貨物の輸入後に転売し、処分し、若しくは使用することにより生ずるいかなる収益も取得してはならず、又は収益があるけれども次条及び第 20 条の規定に従い調整をすることができること。
- (4) 売買当事者双方に特殊な関係がなく、又は特殊な関係があるけれども成約価格に対し影響が生じないこと。

第 19 条 輸入貨物の次の費用は、これを納税価格に算入しなければならない。

- (1) 買主が負担する貨物購入コミッション以外のコミッション及びブローカー料
- (2) 買主が負担する納税価格を審査し確定する際に当該貨物と一体であるとみなされる容器の費用
- (3) 買主が負担する包装材料費用及び包装労務費用
- (4) 当該貨物の生産及び中華人民共和国境内に対する販売と関係し、買主が無償で、又は原価を下回る方式で提供し、かつ、適当な比率に従い配賦することのできる原料・部品、用具、金型、消耗材料及び類似する貨物の代金並びに境外における開発及び設計等の関連サービスの費用

- (5) 当該貨物を中華人民共和国境内に対し販売する条件として、買主が必ず支払うべき、当該貨物と関係するライセンスに係る権利の使用料
- (6) 売主が直接又は間接に買主から取得する当該貨物の輸入後の転売、処分又は使用の収益

第 20 条 輸入する際に貨物の代金に明確に組み入れられる次の税込及び費用については、当該貨物の納税価格に算入しない。

- (1) 工場建屋、機械及び設備等の貨物の輸入後に建設、据付け、組付け、メンテナンス及び技術サービスをする費用
- (2) 輸入貨物が境内の輸入地点に到着し荷卸しを開始した後の運送及びその関連費用並びに保険料
- (3) 輸入関税及び国内税込

第 21 条 輸入貨物の成約価格が第 18 条第 3 項所定の条件に適合しない場合、又は成約価格を確定することのできない場合には、税関は、関係する状況を掌握し、かつ、納税義務者と価格協議をした後に、順次に次の価格をもって当該貨物の納税価格を評定する。

- (1) 当該貨物と同時に、又はほぼ同時に中華人民共和国境内に対し販売される同一貨物の成約価格
- (2) 当該貨物と同時に、又はほぼ同時に中華人民共和国境内に対し販売される類似貨物の成約価格
- (3) 当該貨物の輸入と同時に、又はほぼ同時に、当該輸入貨物又は同一の、若しくは類似する輸入貨物を第 1 級販売段階において特殊な関係のない買主に販売する最大販売総量の単位価格。ただし、次条所定の項目を控除しなければならない。
- (4) 次の各項目の総和に従い計算される価格。即ち、当該貨物を生産するのに使用する原料・部品の原価及び加工費用、中華人民共和国境内に対し同一等級の、又は同一種類の貨物を販売する際の通常の利益及び一般費用並びに当該貨物が境内の輸入地点に到着し荷卸しを開始するまでの運送及びその関連費用並びに保険料である。
- (5) 合理的方法で評定される価格

2 納税義務者は、税関に対し関係資料を提供した後に、申請を提出し、前項第(3)号及び第(4)号の適用順序を転倒させることができる。

第 22 条 前条第 1 項第(3)号の規定に従い納税価格を評定する場合に「控除すべき項目」とは、次のものをいう。

- (1) 同一等級又は同一種類の貨物を中華人民共和国境内の第 1 級販売段階において販売する際の通常の利益及び一般費用並びに通常支払うコミッション
- (2) 輸入貨物が境内の輸入地点に到着し荷卸しを開始した後の運送及びその関連費用並びに保険料
- (3) 輸入関税及び国内税込

第 23 条 リース方式で輸入される貨物については、税関が審査し確定する当該貨物のリース料を納税価格とする。

2 納税義務者が一括して税金を納付する旨を要求する場合には、納税義務者は、第 21 条の規定に従い納税価格を評定し、又は税関が審査し確定するリース料総額に従い納税価格とするのを選択することができる。

第 24 条 境外へ運送して加工される貨物について、出境する際に既に税関に対し申告して明らかにし、かつ、税関所定の期間内に再運送して入境する場合には、境外

の加工費及び原料・部品費並びに再運送による入境に係る運送及びその関連費用並びに保険料をもって納税価格を審査し確定しなければならない。

第 25 条 境外へ運送して修理される機械器具、運送手段その他の貨物について、出境の際に既に税関に対し申告して明らかにし、かつ、税関所定の期間内に再運送して入境する場合には、境外修理費及び原料・部品費をもって納税価格を審査し確定しなければならない。

第 26 条 輸出貨物の納税価格については、税関が当該貨物の成約価格並びに当該貨物が中華人民共和国境内の輸出地点に運送され積み込まれるまでの運送及びその関連費用並びに保険料を基礎として審査し確定する。

2 「輸出貨物の成約価格」とは、当該貨物を輸出する際に売主が当該貨物を輸出するために買主から直接に收受し、及び間接に收受すべき代金総額をいう。

3 輸出関税は、これを納税価格に算入しない。

第 27 条 輸出貨物の成約価格を確定することのできない場合には、税関は、関係する状況を掌握し、かつ、納税義務者と価格協議をした後に、順次に次の価格をもって当該貨物の納税価格を評定する。

(1) 当該貨物と同時に、又はほぼ同時に同一の国又は地区に対し輸出される同一貨物の成約価格

(2) 当該貨物と同時に、又はほぼ同時に同一の国又は地区に対し輸出される類似貨物の成約価格

(3) 次の各項目の総和に従い計算される価格。即ち、境内において同一の、又は類似する貨物を生産する原料・部品の原価及び加工費用、通常の利益及び一般費用並びに境内において発生する運送及びその関連費用並びに保険料である。

(4) 合理的方法で評定される価格

第 28 条 この条例の規定に従い納税価格に算入し、又は算入しない原価、費用及び税収については、客観的かつ数量化可能なデータを根拠としなければならない。

#### 第 4 章 輸出入貨物関税の徴収

第 29 条 輸入貨物の納税義務者は、運送手段が入境を申告した日から 14 日以内に、及び輸出貨物の納税義務者は、税関が特別に承認した場合を除き、貨物が税関監督・管理区に到着した後貨物を積み込む 24 時間前までに、貨物の入出境地の税関に対し申告しなければならない。輸出入貨物につき税関間を移転して運送する場合には、税関総署の規定に従い執行する。

2 輸入貨物が到達する前において、納税義務者は、税関の審査・承認を経て申告を先行させることができる。具体的弁法は、税関総署が別にこれを定める。

第 30 条 納税義務者は、法により税関に対しありのままに申告し、かつ、税関の規定に従い、納税価格を確定し、商品分類をし、原産地を確定し、及びアンチダンピング、反補助金又はセーフガードの措置等を講ずるのに必要な関係資料を提供しなければならない。必要である場合には、税関は、納税義務者に対し申告を補充するよう要求することができる。

第 31 条 納税義務者は、「税則」所定の目録条文及び分類総規則、類注、章注、細目注釈その他の分類注釈に従い、その申告に係る輸出入貨物について商品分類をし、かつ、相応する税則番号に組み入れなければならない。税関は、法により当該貨物の商品分類を審査し確定しなければならない。

第 32 条 税関は、納税義務者に対し商品分類を確定するのに必要な関係資料を提供するよう要求することができる。必要である場合には、税関は、化学検査又は検査

を組織し、かつ、税関の認定した化学検査又は検査の結果を商品分類の根拠とすることができる。

第 33 条 税関は、申告価格の真実性及び正確性を審査するため、輸出入貨物と関係する契約、インボイス、帳簿、外国為替決済・支払証書、証憑（編注：原語は「単拠」であり、各種証券及び証票等の証憑類書類を意味する。）、業務レター・電信、録音・録画製品その他の売買当事者双方の関係及び取引活動を反映する資料を調査・閲覧し、又は複製することができる。

2 税関は、納税義務者の申告に係る価格について疑義があり、かつ、かかわる関税額が比較的大きい場合には、直属税関の関長又はそれが授権する従属税関の関長の承認を経れば、税関総署が様式を統一する口座照会協力通知書及び関係業務人員の業務証書を証憑とし（編注：原語は「憑」であり、「証拠とし」又は「拠り所とし」を意味する。）、納税義務者が銀行その他の金融機構において開設した単位口座の資金取引状況につき照会し、かつ、銀行業監督・管理機構に対し関係状況を通報することができる。

第 34 条 税関は、納税義務者の申告に係る価格について疑義のある場合には、疑義の理由を書面により納税義務者に告知し、当該納税義務者に対し所定の期間内に書面により説明をし、関係資料を提供するよう要求しなければならない。

2 納税義務者が所定の期間内に説明をせず、若しくは関係資料を提供しない場合、又は税関が申告価格の真実性及び正確性を疑う理由がなおある場合には、税関は、納税義務者の申告に係る価格を受け入れず、かつ、第 3 章の規定に従い納税価格を評定することができる。

第 35 条 税関が輸出入貨物の納税価格を審査し確定した後に、納税義務者は、書面により税関に対しその輸出入貨物の納税価格をどのように確定したのかにつき書面による説明をするよう要求することができる。税関は、納税義務者に対し書面による説明をしなければならない。

第 36 条 輸出入貨物の関税については、価格に従い計算・徴収し、数量に従い計算・徴収し、又は国の定めるその他の方式で徴収する。

2 価格に従い計算・徴収する計算公式は、納付すべき税額＝納税価格×関税税率とする。

3 数量に従い計算・徴収する計算公式は、納付すべき税額＝貨物数量×単位税額とする。

第 37 条 納税義務者は、税関が税金納付書に必要事項を記入しこれを発行した日から 15 日以内に指定の銀行に対し税金を納付しなければならない。納税義務者が期限どおりに税金を納付しなかった場合には、税金滞納の日から、1 日につき滞納税金の 1 万分の 5 の滞納金を加算して収受する。

2 税関は、納税義務者の税金未納の状況について、これを公告することができる。

3 税関は、関税及び滞納金等を徴収する場合には、納付証書を作成して発行しなければならない。納付証書の様式は、税関総署がこれを定める。

第 38 条 税関は、関税及び滞納金等を徴収する場合には、人民幣に従い計算・徴収しなければならない。

2 輸出入貨物の成約価格及び関係費用につき外貨で価格を計算する場合には、中国人民銀行の公布する基準為替レートで人民幣に換算して納税価格を計算する。基準為替レート通貨の種類以外の外貨で価格を計算する場合には、国の関係規定に従いクロス・レートにより人民幣に換算して納税価格を計算する。為替レートを適用する日は、税関総署がこれを定める。

第 39 条 納税義務者は、不可抗力により、又は国の税収政策調整の状況の下において、期限どおりに税金を納付することのできない場合には、法による税金担保の提供を経た後に、税金の納付を延期することができる。ただし、最長で 6 か月を超えてはならない。

第 40 条 輸出入貨物の納税義務者に所定の納税期間内にその納税すべき貨物その他の財産を移転し、又は蔵匿する明らかな形跡のある場合には、税関は、納税義務者に対し担保を提供するよう命ずることができる。納税義務者が担保を提供することのできない場合には、税関は、「税関法」第 61 条の規定に従い税収保全措置を講ずることができる。

2 納税義務者又は担保人が税金納付期間満了の日から 3 か月を超えてなお税金を納付しなかった場合には、税関は、「税関法」第 60 条の規定に従い強制措置を講ずることができる。

第 41 条 加工貿易の輸入原料・部品であって、国の規定に従い保税輸入したものの完成品又は輸入原料・部品が所定の期間内に輸出されなかった場合には、税関は、規定に従い輸入関税を徴収する。

2 加工貿易の輸入原料・部品であって、入境の際に国の規定に従い輸入関税を徴収したものの完成品又は輸入原料・部品が所定の期間内に輸出された場合には、税関は、関係規定に従い入境時に既に徴収した関税税金を還付する。

第 42 条 暫定的に入境し、又は暫定的に出境する次の貨物であって、入境し、又は出境する際に納税義務者が税関に対し納付すべき税金に相当する保証金を納付し、又はその他の担保を提供するものについては、暫定的に関税を納付しないことができ、かつ、入境し、又は出境した日から 6 か月内に再運送して出境し、又は再運送して入境しなければならない。再運送による出境又は再運送による入境の期間を延長する必要がある場合には、納税義務者は、税関総署の規定に基づき税関に対し期間延長手続をしなければならない。

- (1) 展覧会、交易会、会議及び類似する活動において展示し、又は使用する貨物
- (2) 文化又は体育交流活動において使用される上演又は競技用品
- (3) ニュース報道をし、又は映画若しくはテレビ番組の撮影・制作に使用する機器、設備及び用品
- (4) 科学研究、教学又は医療活動を展開するのに使用する機器、設備及び用品
- (5) 第(1)号ないし前号所定の活動において使用される交通手段及び特種車両
- (6) 貨物サンプル
- (7) 設備の据付け、調整・試運転及び検査・測定の際の使用に供される機器又は用具
- (8) 貨物を収容する容器
- (9) 非商業目的に用いるその他の貨物

2 前項所定の暫定的に入境する貨物につき所定の期間内に再運送による出境をしなかった場合、又は暫定的に出境する貨物につき所定の期間内に再運送による入境をしなかった場合には、税関は、法により関税を徴収しなければならない。

3 第 1 項所定の暫定的に関税の徴収を免除することのできる範囲以外のその他の暫定的に入境する貨物については、当該貨物の納税価格及びその境内滞留期間と減価償却期間との比率に従い輸入関税を計算・徴収しなければならない。具体的弁法は、税関総署がこれを定める。

第 43 条 品質又は規格上の事由に起因し、輸出貨物につき輸出の日から 1 年以内に原状で再運送して入境する場合には、輸入関税を徴収しない。

2 品質又は規格上の事由に起因し、輸入貨物につき輸入の日から 1 年以内に原状で再運送して出境する場合には、輸出関税を徴収しない。

第 44 条 破損、不足、品質不良又は規格不適合の事由に起因し、輸出入貨物の荷送人若しくは運送人又は保険会社が無償で補償し、又は交換した同一の貨物については、輸出入の際に関税を徴収しない。無償で交換された原輸入貨物を境外へ返送せず、又は原輸出貨物を境内へ返送しない場合には、税関は、原輸出入貨物について新たに規定に従い関税を徴収しなければならない。

第 45 条 次の輸出入貨物については、関税の徴収を免除する。

- (1) 関税税額が人民幣 50 元以下の 1 つの書類に対応する貨物
- (2) 商業的価値のない広告品及び貨物サンプル
- (3) 外国政府又は国際組織が無償で贈与する物資
- (4) 税関が通関させる前に失われた貨物
- (5) 入出境運送手段に積載される途中で必要な燃料、物料及び飲食用品

2 税関が通関させる前に損壊を受けた貨物については、税関の認定する受損程度に基づき関税の徴収を軽減することができる。

3 法律所定のその他の関税の徴収を免除し、又は軽減する貨物について、税関は、規定に基づき徴収を免除し、又は徴収を軽減する。

第 46 条 特定地区若しくは特定企業の、又は特定用途のある輸出入貨物の関税の徴収の軽減又は免除及び関税徴収の臨時的軽減又は免除については、国务院の関係規定に従い執行する。

第 47 条 輸入貨物につき輸入段階において税関が代理徴収する税の徴収の軽減又は免除については、関係する法律及び行政法規の規定に従い執行する。

第 48 条 納税義務者であって、減免税貨物を輸出入するものは、別段の定めのある場合を除き、当該貨物を輸出入する前に、規定に従い関係文書を持参し税関に対し減免税審査・認可手続をしなければならない。税関の審査を経て規定に適合する場合には、関税の徴収を軽減し、又は免除する。

第 49 条 税関が使用を監督・管理する必要がある減免税輸入貨物について、監督・管理年限内に譲渡し、又は他の用途に移し補充納税を必要とする場合には、税関は、当該貨物の輸入時期に基づき減価償却して価格を評価し、輸入関税の徴収を補足しなければならない。

2 特定の減免税輸入貨物の監督・管理年限は、税関総署がこれを定める。

第 50 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、納税義務者は、税金納付の日から 1 年以内に、関税の還付を申請することができ、かつ、書面により税関に対し理由を説明し、原納税証書及び関連資料を提供しなければならない。

- (1) 既に輸入関税が徴収されている貨物について、品質又は規格上の事由に起因し、原状で貨物を返還し再運送して出境するとき。
- (2) 既に輸出関税が徴収されている貨物について、品質又は規格上の事由に起因し、原状で貨物を返還し再運送して入境し、かつ、輸出により還付された国内段階における関係する税収を既に新たに納付しているとき。
- (3) 既に輸出関税が徴収されている貨物について、正当な理由により船積運送・輸出せず、返還通関を申告するとき。

2 税関は、税還付申請を受理した日から 30 日以内に、調査・確認し、かつ、納税義務者に対し還付手続をするよう通知しなければならない。納税義務者は、通知を受領した日から 3 か月内に関係する税還付手続をしなければならない。

3 その他の関係する法律又は行政法規の規定に従い関税を還付すべき場合には、



税関は、関係する法律又は行政法規の規定に従い税を還付しなければならない。

第 51 条 輸出入貨物が通関した後に、税関は、税金を過少徴収し、又はその徴収を脱漏した旨を発見した場合には、税金納付又は貨物通関の日から 1 年以内に、納税義務者から税金を補足徴収しなければならない。ただし、納税義務者の規定違反により税金の過少徴収又は徴収の脱漏がもたらされた場合には、税関は、税金納付又は貨物通関の日から 3 年以内に税金を追徴し、かつ、税金納付又は貨物通関の日から 1 日につき過少徴収し、又は徴収を脱漏した税金の 1 万分の 5 の滞納金を加算して收受することができる。

2 税関は、税関監督・管理貨物につき納税義務者の規定違反により税金の過少徴収又は徴収の脱漏がもたらされた旨を発見した場合には、納税義務者が税金を納付すべき日から 3 年以内に税金を追徴し、かつ、税金を納付すべき日から 1 日につき過少徴収し、又は徴収を脱漏した税金の 1 万分の 5 の滞納金を加算して收受しなければならない。

第 52 条 税関は、税金の過大徴収を発見した場合には、直ちに納税義務者に対し還付手続をするよう通知しなければならない。

2 納税義務者であって、税金の過大納付を発見したものは、税金を納付した日から 1 年以内に、書面により税関に対し過大納付した税金を還付し、かつ、銀行の同一期間の普通預金利息を加算するよう要求することができる。税関は、税還付申請を受理した日から 30 日以内に調査・確認し、かつ、納税義務者に対し還付手続をするよう通知しなければならない。

3 納税義務者は、通知を受領した日から 3 か月内に関係する税還付手続をしなければならない。

第 53 条 第 50 条又は前条の規定に従い税金又は利息を還付する場合において、国庫の中から還付することにかかわるときは、法律及び行政法規の国庫管理に関する規定に従い執行する。

第 54 条 通関企業が納税義務者の委託を受け、納税義務者の名で通関納税手続をし、通関企業の規定違反により税関による税金の過少徴収又は徴収の脱漏をもたらした場合には、通関企業は、過少徴収し、又は徴収を脱漏した税金及び滞納金について、納税義務者と納税する連帯責任を引き受ける。

2 通関企業が納税義務者の委託を受け、通関企業の名で通関納税手続をする場合には、通関企業は、納税義務者と納税する連帯責任を引き受ける。

3 不可抗力の場合を除き、税関監督・管理貨物を保管する期間において、税関監督・管理貨物が毀損し、又は滅失した場合には、税関監督・管理貨物について保管義務を負う者は、相応する納税責任を引き受けなければならない。

第 55 条 税未納の納税義務者であって、合併又は分割の状況のあるものは、合併又は分割前に、税関に対し報告し、法により税金を完納しなければならない。納税義務者が合併する際に税金を完納しなかった場合には、合併後の法人その他組織が未履行の納税義務の履行を継続する。納税義務者が分割の際に税金を完納しなかった場合には、分割後の法人その他組織が未履行の納税義務について連帯責任を引き受ける。

2 納税義務者であって、減免税貨物又は保税貨物の監督・管理期間において、合併、分割その他の資産再編状況のあるものは、税関に対し報告しなければならない。規定に従い納税する必要のあるものは、法により税金を完納しなければならない。規定に従い減免税又は保税待遇の享受を継続することのできるものは、税関において納税義務者変更の手続をしなければならない。

- 3 納税義務者であって、税を未納し、又は減免税貨物若しくは保税貨物の監督・管理期間において、取消し、解散、破産その他の法により経営を終了する状況のあるものは、清算前に税関に対し報告しなければならない。税関は、法により納税義務者の納付すべき税金について、これを清算納付させなければならない。

### 第5章 入境物品の輸入税の徴収

第56条 入境物品の関税及び輸入段階において税関が代理徴収する税は、これを併合して輸入税とし、税関が法により徴収する。

第57条 税関総署の所定金額以内の個人の自己使用入境物品については、輸入税の徴収を免除する。

2 税関総署所定の金額を超えるけれども、なお合理的数量以内の個人の自己使用入境物品については、入境物品の納税義務者が入境物品が通関する前に規定に従い輸入税を納付する。

3 合理的かつ自己使用数量を超える入境物品については、輸入貨物として、法により関連手続をしなければならない。

4 国務院の関税税則委員会の規定により貨物として徴税する入境物品については、第2章ないし第4章の規定に従い関税を徴収する。

第58条 「入境物品の納税義務者」とは、物品を携帯して入境する入境人員、入境郵送物品の受取人及びその他の方式で物品を輸入する受取人をいう。

第59条 入境物品の納税義務者は、自ら納税手続をすることができ、また他人に委託して納税手続をさせることもできる。受託した者は、納税義務者に対するこの章の各規定を遵守しなければならない。

第60条 輸入税については、価格に従い計算・徴収する。

輸入税の計算公式については、輸入税の税額＝納税価格×輸入税の税率とする。

第61条 税関は、「入境物品輸入税税率表」並びに税関総署の制定に係る「入境物品分類表」及び「入境物品納税価格表」に従い、入境物品について分類をし、納税価格を確定し、及び適用税率を確定しなければならない。

第62条 入境物品には、税関が税金納付書に必要事項を記入しこれを発行した日において実施される税率及び納税価格を適用する。

第63条 輸入税の徴収軽減、徴収免除、徴収補足、追徴、還付及び暫定的に入境が許可される物品に対する輸入税の徴収については、貨物につき輸入関税を徴収することに対するこの条例の関係規定を参照して執行する。

### 第6章 附則

第64条 納税義務者又は担保人であって、税関による納税義務者の確定、納税価格又は商品分類の確定、原産地、適用税率若しくは外国為替レート、税金徴収の軽減若しくは免除、税の補足、税の還付又は滞納金の徴収の確定、計算・徴収方式の確定及び納税場所の確定に対し異議のあるものは、税金を納付しなければならない、かつ、法により1級上の税関に対し再議を申し立てることができる。再議決定に対し不服のあるものは、法により人民法院に対し訴えを提起することができる。

第65条 輸入段階において税関が税を代理徴収することに係る徴収管理には、関税徴収管理の規定を適用する。

第66条 この条例の規定に違反する行為をした場合には、「税関法」、「税関行政処罰実施条例」その他の関係する法律及び行政法規の規定に従い処罰する。

第67条 この条例は、2004年1月1日からこれを施行する。1992年3月18日に国

務院が修正・発布した「輸出入関税条例」は、同時にこれを廃止する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所